

令和7年4月21日

各位

国立大学法人高知大学長
受 田 浩 之

懲戒処分の公表について

本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

職員が、このような行為を行ったことは、法令違反を犯したというばかりではなく本学の信用を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾です。

関係の方々に心よりお詫び申し上げます。

本学としましては、全職員に対して法令遵守の徹底と倫理観の醸成を図り、厳重な注意喚起を行うとともに、再発防止と信頼の回復に努めます。

記

1. 被処分者

看護師（男性、20歳代）

2. 処分内容

停職3か月

3. 事案の概要

被処分者は、令和6年12月21日（土）職場の忘年会に参加し、19時から21時頃まで、高知市内の居酒屋で飲酒した。更に二次会で21時30分頃から翌日0時過ぎまで同市内の別の居酒屋で飲酒し、店を出た後、駐車場に停めていた車を運転して帰路に就いた。自宅に帰る途中、同月22日（日）午前0時30分頃、交差点にて信号で停止した際眠ってしまい、市民からの通報を受けて警察が声をかけた。その際、アルコール検査を受け、0.2 mg/lの酒気帯びで検挙された。

後日、道路交通法違反による罰金30万円の略式命令と運転免許停止（停止期間90日）の処分を受けた。

4. 処分年月日

令和7年4月21日

本件に対するお問い合わせ
高知大学総務部人事課長
有友 幸代
TEL 088-844-8775